

○茅ヶ崎市社会教育委員会議規則

昭和36年10月30日
教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市社会教育委員条例(昭和25年茅ヶ崎市条例第37号)第5条の規定に基づき、茅ヶ崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26教委規則3・一部改正)

(議長及び副議長)

第2条 会議運営のため、委員の互選により議長1人、副議長1人を置く。

2 議長は、会議を主宰する。

3 副議長は、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平28教委規則2・一部改正)

(会議)

第3条 会議は、教育長が招集する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、毎年2月及び4月に招集し、臨時会は、必要に応じて招集する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平28教委規則2・一部改正)

(意見の聴取等)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係機関に資料の提出を求めることができる。

(平28教委規則2・全改)

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育推進部社会教育課において処理する。

(平28教委規則2・全改)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(平28教委規則2・一部改正)

附 則

この規則は、昭和36年11月1日から施行する。

附 則(平成26年教委規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。